広報くにみ

お知らせ版

令和3年

11月30日号

編集・発行 国見町総務課

お知らせ

使用済小型家電リサイクルの特別回収

では回収ボックスに入らない小型家電の回収を次のとおり実施します。ごみの減量化と再資源化にご協力をお願いします。

■日 時

12月25日 午前9時~午前11時(2時間のみ)

■場 所

国見町役場 駐車場

- ■対象品(対象品以外の受け取りはできませんので、ご了承ください)
- ・携帯電話・スマートフォン・公衆用PHS端末・ビデオテープレコーダー・DVDプレーヤー/HDDレコーダー・BDプレーヤー/HDDレコーダー・地上デジタルチューナー・ビデオカメラ・デジタルカメラ・カーナビゲーションシステム・カーDVD/カーCD/カーMD・カーアンプ/カーチューナー・カーステレオ/カーラジオ・VICSユニット・ETC車載ユニット・デスクトップ型パソコン本体・ノート型パソコン・モニター一体型パソコン・タブレット・ワープロ(インク・電池は外す)・USBメモリー・メモリーカード・ハードディスク・基盤・ハブ・ルーター等周辺機器・据置型/携帯型ゲーム機(電池は外す)・付属ケーブル

圓住民防災課環境防災係 ☎ 585-2116

お知らせ

「コロナフレイル高齢者実態調査」を行います

コーナフレイルとは、新型コロナウイルスの蔓延により外出自粛など生活が不活発になり、フレイル(心と体が虚弱になること)が引き起こされることです。フレイルに陥ると転倒・骨折や認知症などのリスクが高まり、要介護状態に進みやすくなります。

コロナフレイルを予防するため、長寿介護係の保健師と看護師が家庭訪問し、健康状態のチェックや必要に 応じて保健指導などを行います。ご協力をお願いします。

■対象者 町内在住の85歳以上の一人暮らしの方(介護保険サービス・生きがいデイサービス利用者を除く)

問福祉課長寿介護係 ☎585-2125

お知らせ

高齢者世帯の除雪を支援します!!

学 雪を自ら行うことが困難な一人暮らし高齢者や高齢者世帯に除雪の支援を行います。 希望される方は福祉課長寿介護係へ申込みください。

※作業は国見町シルバー人材センターが行います。

- ■対 象 者 75 歳以上の一人暮らし高齢者や80歳以上の高齢者のみ世帯で、積雪時に外出の支援が必要な方
- ■援助内容 積雪 10cm以上の場合に行います
- **■自己負担** 500 円 (1回 2 時間未満)

問福祉課長寿介護係 ☎ 585-2125

お知らせ

早めのライト点灯を行いましょう ~ PM4 ライトオン運動~

(何)年、秋口から冬期にかけて、日没時間が早まるため交通事故が増加する傾向があります。また、日没前後は下校、買い物、退社等により交通量が増加する時間帯であることに加え、視認性が低下して周囲の 状況が確認しにくくなり、ドライバーの集中力が低下する傾向にあります。

これからの時期の交通事故防止対策として、「早めのライト点灯」を行いましょう。

■実施期間

令和 3 年 11 月 1 日月~令和 4 年 2 月 28 日月

■実施内容

- ・午後4時を目安に、早めにライトを点灯しましょう。
- ・対向車や先行車がいない状況でのライトの上向き点灯と、こまめな上下切替えを励行しましょう。
- ・歩行者等は夜間反射材用品、懐中電灯等を活用しましょう。

間住民防災課環境防災係 ☎ 585-2116

お知らせ

家屋を取り壊したら「滅失届」が必要です!!

定資産税は、毎年1月1日を基準として課税しています。令和3年中に固定資産税の課税対象となっている住宅や倉庫等の「家屋」を取り壊した際には、年内に税務課課税係まで「家屋滅失届」の提出をお願いします。町職員が現地を確認し、翌年度分の課税台帳から削除します。届出がない場合、確認ができずに引き続き課税されることになります。なお、法務局への滅失登記が完了している場合には、「滅失届」の提出は不要です。

間税務課課税係 ☎ 585-2778

お知 らせ

事業用資産をお持ちの方は償却資産申告が必要です

見町内で会社、商店、農業、不動産などの事業を行っている方(法人および個人)で、事業用資産(償却資産) をお持ちの方は、毎年1月1日現在時点で所有している償却資産について、1月中に申告を行う必要が あります。前年に申告をした方、または申告の必要がある方については、12月中旬までに申告のお知らせを 送付します。申告書を作成し、期限までに申告書の提出をお願いします。

■提出期限 令和 4 年 1 月 31 日 月

■提出先 税務課課税係

問税務課課税係 ☎ 585-2778

お知らせ

粗大ごみ収集日とごみの出し方

町による粗大ごみ収集日 12月1日丞、15日丞

粗大ごみを出すときは、収集日の前日(平日の午前8時30分から午後5時15分)までに、品目・数量・ごみ置場の番号を住民防災課へ連絡してください。受付の無いものは収集いたしません。

ごみの出し方のルールを守ってください

- ・ごみ袋に名前を書いて出してください。
- ・プラスチックのごみ袋には、水洗い等で簡単に汚れが落ちたものだけを入れてください。汚れがあるものは「もやせるごみ」として出してください。
- ・ごみ置場にごみを出す際は、必ずネット等をかけるなどして、カラス等がいたずらしないよう注意してください。

圓住民防災課環境防災係 ☎ 585-2116